

令和元年第5回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。只今より令和元年第5回平取町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって3番四戸議員と4番中川議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては6月14日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますのでその結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

本日招集されました第5回議会定例会の議会運営等につきましては6月14日に開催されました議会運営委員会において協議をし、会期については本日6月20日から明日21日迄の2日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり会期は本日から明日6月21日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日から明日6月21日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成31年4月分の出納検査結果報告がありました。次に日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので併せてその写しをお手元に配布しておりましたのでご了承願います。次に郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。平取町教育行政に関する報告について。教育長。

教育長

教育行政報告をいたします。初めに学校教育事業にかかる小中学校の現況についてご説明申し上げます。本年度、町内小学校及び中学校の第1学期は4月5日に始業式を終え既に3カ月が経過するところでございます。既に1学期も終盤に入ってきております。令和元年度における児童生徒の状況にありましては、5月1日現在におきまして小学校5校合わせて242名、中学校2校で126名、合計で368名となっております。このうち特別支援学級への入級者につきましては小学校10名、中学校4名となっております。児童生徒の総数では前年度より小学校で11名の減、中学校では3名の増となっているところでございます。教職員体制としましては校長2名、教頭3名が新たに赴任となり、

合わせて一般教職員につきましても異動がございましたけれども児童生徒及び保護者、地域とも積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校における指導体制は築かれているところでございます。また町単独採用となります教員につきましても、中学校2名、時間講師が小学校1名、特別支援教育支援につきましても、小学校5校、中学校1校において、合わせて12名を配置しているところでございます。本年度における全国学力学習状況調査につきましても、4月18日に実施をされたところでございます。当町におきましても全学校参加するとともに、実施後速やかに自己採点を行う中で各学校における課題等の分析把握に努めている状況でございます。各学校におきましても自己採点結果を元に家庭学習の定着、読書活動の推進、ノート指導などを含めた学校改善プランの見直しについても取りかかっているところでございます。なお詳細な結果が国より公表され次第、議会にも報告をして参りますのでよろしくお願いいたします。また町独自で行っております標準学力調査につきましても同日において全ての小中学校で実施し、小学校2年生から5年生、中学校1,2年生が受けており、その結果につきましても結果が出次第、各学校に戻し課題等の分析把握に役立てることとしております。次に各学校行事につきましても現在まで計画どおりに実施されてきております。小中学校の修学旅行、中学校での体育祭、また小学校における運動会におきましても16日までに終了したところでございます。体育祭、運動会につきましても議員の皆さんにもご多忙のところをご参観いただいたことに対しまして感謝を申し上げます。また昨年、平取小学校・中学校から始めましたコミュニティースクール、学校運営協議会につきましても、今年度残っております町内の全小中学校でスタートをしているような状況となっております。昨年度から通年開校しております公営塾「平取義経塾」につきましても、今年度は、現在、中学生76名、高校生30名の106名の受講が始まっている状況でございます。平取町の中学生の60.3%、高校生の44.1%が通塾している状況でございます。今後、高体連・中体連等が終了した後に受講生が増えることが予想されるところでございます。社会教育におきましても、児童館・児童クラブの無い地区の小学生の放課後の居場所づくりとして実施している放課後子供教室を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年度も開設しており、紫雲古津23名、二風谷13名、貫気別34名の児童が参加をしているような状況でございます。また振内・貫気別・本町3地区で開設されております高齢者大学につきましても今年度66名の方が入学し学習活動を既に始めている状況で、6月上旬には修学旅行も終了しているような状況でございます。社会体育では、遊びを中心とした体力づくり、リトルラビットスポーツクラブを本町では小学校1年から3年まで、貫気別地区では1年生から6年生を対象に既に開催し、2地区合計で49名の子供たちが参加をしている状況でございます。残念ながら振内地区については参加者が少なく今年度も実施を見送っている状況です。また4月27日にはリニューアルしました平取町営球場のオープニングセレモニー及び北海道日本ハム

ファイターズフィールドクラブ、少年野球教室でございますけれども開催をしております。前日に雨が降る状況でございますけれども改修の効果によりまして当日は問題なく球場で実施をすることができており、34名の小・中学生が参加をしております。文化財課におきましては4月23日から5月26日まで沙流川歴史館において切手の歴史展を開催し、その後、移動展として貫気別支所、現在ふれあいセンターびらとりで行っておりますけれども今後は振内町民センターで行う予定でございます。また6月1日には博物館の4号チセ、タッチセの改修工事終了に伴うチセノミ、新築を祝う儀礼でございますけれども、それを実施しております。また6月2日には二風谷旧マンロー邸前庭においてマンロー先生を偲ぶ会が開催をされているところでございます。その他にも各担当におきましては年間事業計画に沿って事業を実施してきているところでございます。以上、本年4月からの教育行政にかかる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。7番萱野議員を指名します。7番萱野議員。

7番  
萱野議員

質問に入ります前に一言だけ申し上げます。18日午前10時22分頃、山形県沖を震源とする日本海東縁部地震が発生し山形県鶴岡市や新潟県村上市などで震度6強を記録し被災された方々へお見舞いを申し上げます。それでは私の方からまず質問をさせていただきます。公共施設のバリアフリー化ということなんですけれどもまず一つ目、役場庁舎は各課並びに農業委員会、改良区等があり2階には議会、建設水道課などがあるため車いすの利用者並びに階段の利用が困難な人たちなどの一般町民が事務手続きなどで来訪する際に不便がある、また私のように交通事故で膝に後遺症を持つものにとっても階段の利用は負担が大きい。そこで役場庁舎へエレベーターの設置を考えているか否かを伺います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは萱野議員のご質問にお答えをしたいと思います。現在、本庁舎の2階には議会事務局或いは建設水道課の事務所はございますけれども、一般町民の利用としては、建設水道課においては町営住宅の事務関係や或いは工事指名業者などが多くを占めているというところです。その利用の中で階段利用が困難な方への対応としては職員が1階のミーティングスペースで対応することとしております。議員が言われるエレベーターの設置となると費用としては最近の例では振内町民センターは設置費が2500万円程度、年間の保守点検料ですけれども40万円となっていること、本庁舎または入り口から職員のロッカー室

までの間ではなかなかエレベーターの設置可能な場所が難しいということもありまして、費用の面や或いは設置の場所の関係から現在の役場の本庁舎においてのエレベーターの設置は、基本的には考えていないというところです。以上です。

議長

7 番 萱野議員。

7 番  
萱野議員

今のお答えは分かったんですけども、エレベーターがついている公共施設というふれあいセンター、そして病院、それと振内支所、この3カ所しかないわけです。私事ですけども、私が館長をしている萱野茂二風谷アイヌ資料館では実はエレベーターがついているんですね。ちょっと額は申し上げませんが、そういう意味ではもう今バリアフリーというのは当たり前だと思うので、ぜひとも予算の獲得を含めて設置するように進めていただきたいということは要望いたします。それでは2番目の質問となりますが、先般、長知内ふれあいセンターを訪れましたがスロープなどに机などがぎっしり置かれており使えないようになっていました。スロープを利用したい人たちに不便をかけていると思われまます。他の生活館等集会施設の状況も含め、自治会等へ管理を委託している平取町としてはどのような見解をお持ちか伺います。

議長

副町長。

副町長

それでは質問にお答えいたします。長知内生活館の状況を事実確認と原因等について自治会の方に確認をしたところでございます。議員が訪問した時の状況につきまして実は前日、自治会での行事等が生活館でございました。その後片づけが不十分だったというようなこともございまして、机等も、スロープに置いたままになってしまったということでございます。その後間もなく片づけられておりまして、現在は本来の目的のスロープとしての使用に供される状況というふうになってございます。ただこういう事があったということで、今後このようなことがないように長知内生活館を含めたスロープ等が設置されている生活館等については管理を徹底して頂くように改めて通知をしたいというふうに考えてございます。ちなみに生活館12館、それから生活改善センター等14館、管理として26施設、町内にある地域のバリアフリー化の状況でございますけれども、外玄関のスロープと手すりが設置されている施設が10カ所、スロープが2カ所、内玄関に可動式のスロープを用意している施設が5カ所となっております。当町の高齢者の増加、それから施設の使用状況、地域のニーズなどを把握しながら、高齢者・障害者の方が利用しやすいバリアフリー化、適切な管理等について更に現状を把握しながら検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長

7 番萱野議員。

7 番  
萱野議員

状況はわかりました。あと一つだけ申し添えたいんですけども、二風谷生活館が昨年9月の地震で入り口辺りが少し地盤沈下しています。その辺の改善もぜひ望みたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

議長

これで萱野議員の質問は終了いたします。それでは続きまして、3番四戸議員を指名します。3番四戸議員。

3 番  
四戸議員

3番四戸です。今日の質疑は古くなった公共施設の質問となっていきます。その中で特に役場の庁舎の質問について質問が多くなっていくと思いますので明確な答弁のほどよろしく願いいたします。今年の5月から年号が変わりまして令和元年を迎えました。今から五十数年前、要するに昭和の時代に経済が右肩上がりの時がございました。その当時、平取町の公共施設も次々と整備されてきました。今ではその施設も耐用年数が超えたり、かなりの老朽化が進んでいる施設もございます。更には人口も減少し高齢化が年々進み、税収も働く担い手も減少していくなか町民の皆さんが主権者としての意思決定に関わる重さは年々増えてきております。この厳しい財政状況の中、これから先に向けての財源を確保していくのは相当に難しいことと私も認識しています。しかしながら古くなった公共施設の安全性を考えたとき、今後どのような考え方で老朽化する施設と町は向き合っていくのか、この施設の整備についてでございますが何点かに分けて町の考え方について質問していきますので理解のできるご答弁のほどをよろしく願いいたします。まず1点目に、萱野議員の方からもございましたけども18日の午後10時22分頃新潟の村上市に於いて震度6強の地震がございました。被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。毎年のように日本全国に於いて大きな地震が起きております。私たちが記憶にはまだ新しいことと思いますが、昨年9月6日今まで私たちも経験のない胆振東部地区において大きな地震がございました。この時、役場の庁舎にも被害がございました。亀裂が7カ所から8カ所、また町長室の裏面の方から押され窓ガラスが一部破損しました。今後庁舎の安全性を考えたとき、町は庁舎が安全な働く場所として考えているのかその点について伺います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは四戸議員のご質問に対して回答したいと思います。昨年の胆振東部地震では2階の議員控室の天井の落下や或るいは内壁では70カ所を超える亀裂、外壁の亀裂、また窓ガラスは36カ所の破損があり、現在修復をしておりますけども、例えば文書などを保管している耐火書庫がありますけども、書庫は書類等で表面はわからないんですけども、今年の春その書類を移動したとき

にそこでも大きな亀裂が発見されたということで追加で確認はされていますけれども、耐火書庫というその役割ももう果たされてはいないのかなと思っています。耐震性はあるのかということと実際に耐震診断はこの庁舎は行っていませんので、正式な判断はできませんがこの庁舎を建てたのは昭和40年ということでもう既に53年が経過しています。例えば現象としてこの2階の会議室などで会議をしているときに廊下を歩いている人のその動きによって揺れるとか響くとかというふうに感じる場合があります。率直に言って安全な働く場所とは考えておりません。

議長

3番四戸議員。

3番  
四戸議員

3番四戸です。今、課長の方の答弁から耐震、建物についての点検はあまりなされていないような答弁、それともう1点は働く場所としては安全でないという答弁がございました。町長は執行方針の中で、町民の生命が一番大事であると言われております。庁舎の中で働いている職員も当然ながら平取町の町民です。職員の方もあまり口には出さないことと思いますが常に庁舎は不安な状態であることは今課長の答弁においても認識されていると思います。築55年が経過し昨年の地震で7カ所から8カ所に亀裂が入っている庁舎、町はこれを認識しながらこの庁舎の安全性を私から言わせれば考えていないのだなというふうに思います。この庁舎の安全について本当に今後向き合っていくのか、もう一度明確な答弁をお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私の方から答弁をしたいと思いますが、総務課長の方から役場庁舎については築53年経過というようなことで、非常に老朽化と共に昨年9月の胆振東部地震によりまして耐久性が低下している状況にございます。そういった中で緊急に耐震の結果は調査をしておりますので、危険性については明確なところはございませんけれども、しかしながら直ちにここを退去して避難しなければならない、別な場所に移動しなければならない、という状況ではないというふうに私ども考えてございますので、今後は第6次の総合計画の実施計画の中に於きましては、後期5カ年の中で検討することとしてございます。更には具体的に建築となれば補助金の関係、起債、十分そういった良質な起債を確保できるか、財政シミュレーションに於いても建設可能かどうか、十分検討した中で、議会はじめ町民の皆さんと協議をして参りたいというふうに考えているところでございますのでご理解をお願いいたします。

議長

3番四戸議員。

3 番  
四戸議員

今、町長の質問の中でこの件については十分に検討していくという考え方ですが、町長に対してはこの次、最後の方でもう一度質疑がございますので、その時にもう一度、その検討という具体的な考え方を示していただきたいと思えます。それではその2点目の質問に入りたいと思えます。2点目の質問は今町長も言った6次総合計画の中で、要するに役場庁舎の庁舎設計についてでございます。この計画の設計は後半にでてくるのかというふうに思っておりますが、この計画については特に令和の何年頃を予定されているのか伺いたしたいと思います。また役場の庁舎だけではなく残された古い施設、例えば体育館、その次に出てくる消防署、ふれあいセンター、これについては今まで築何年が経過しているのか、更にその施設について昨年の地震による影響はなかったのか伺いたしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えいたします。まず役場庁舎の総合計画の中での何年度、庁舎設計等の事業かということですが、平成28年度にスタートしました第6次総合計画の事業実施計画の当初の考え方としては平成33年度から庁舎建設のための準備基金を積み立てながら、平成36年、現在でいくと令和6年ですが、実施設計等を行って平成37年、令和7年には本体工事、駐車場・庁舎解体などの事業費としては5億円を予定しているということで当初は考えておりました。また、体育館、消防署、ふれあいセンターびらとりなどの建設年度等につきましては、町民体育館については昭和45年の建設ということで築48年、振内地区の体育館であります青少年会館については昭和46年ということで築47年、貫気別地区の体育館ということで貫気別の町民センターについては昭和49年ということで築44年、消防の平取支署につきましては同じく昭和49年ということで築44年、ふれあいセンターびらとりにつきましては平成12年、2000年の4月ということですので今年で19年というかたちになっております。昨年の地震での状況ですが、町民体育館や振内青少年会館では窓ガラス等の破損ということと、消防署については外壁及び内壁に複数の亀裂が生じたこと。ふれあいセンターびらとりはクロスの亀裂ですとか、内壁タイルの剥離ですとか、内壁の亀裂、照明の脱落、屋外梁のタイルの剥離など、被災している状況となっております。以外と体育館系については、建物というよりも窓ガラスというような状況となっております。以上といたします。

議長

3番四戸議員。

3 番  
四戸議員

3番四戸です。今、課長の答弁がありましたとおり体育館も49年、消防については44年、ふれあいセンターはまだ20年ということでございます。これから先のことを考えていきますと1番古いのは当然役場の庁舎55年、要する

に先ほど申し上げましたように昨年の地震でかなりのダメージを受けていると思います。その次に体育館、当然なくてはならない消防署という順番になってきますけども、このことについてもう少しはっきりとした、要するにいつ頃計画されているのかそういう答弁をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今、ご質問にあった各公共施設でございますけれども、いわゆる昭和56年の建築基準法の改正により、それ以前に建てた施設の耐震化といえますか、なされてないというような状況でございます。平取町としても本当にそういう基準を満たしてない施設が現実にあるというようなことで、当然それは耐震化なり、建てかえを検討しなきゃなんんというような状況でございます。今回の地震があったというようなことで、やはり本当に以前よりは地震に対してのこういった公共施設への取り組みは、不十分だということは改めて認識させられたというようなこともございまして、今、ご質問にあった何年にどこをどうやるんだというようなことは、先ほどの総務課長の答弁もありますけれどもなかなか今の現状の財政状況等を勘案して、明確に、今のところお示しすることはできないということになりますけれども、以前も市街地の再整備に関してのご質問の中でこれから整備を進める上で公共施設のそういった建てかえ等の方向性としては、集約化とコンパクト化とそれから複合化というのが必須の条件であるというふうに考えていますので、それぞれ単体にするのがいいのかとか、これをどう複合化したらいいのかとか、そういったものを考慮しながら、当然その財政的な条件も必要になりますので、そういったものと照らし合わせて総合計画、特に後期になると思いますが、その中で年度分け、財政的な配分をするようになるというふうに考えてございます。

議長

3番四戸議員。

3番  
四戸議員

3番四戸です。今、答弁の中で今後計画的に進めていきたいという副町長の考え方ですのでその点よろしく願いいたしたいと思っております。3点目の質疑に入りますけれども、今から20年前に建てられたふれあいセンターがオープンされてから町の庁舎も一部分、ふれあいセンターには福祉課、町民課がありまして町民の方も1カ所で要件ができず大変不自由をされている町民の方がおられます。各施設の年間の維持費を調べてみますと、役場の庁舎で約2000万円、ふれあいセンターで約2500万円、両方合わせて約でございますが、約4500万円の維持費がかかっております。もしも、これは「もしも」の話になって申しわけないんですが、この施設が統合されると年間の維持費も半分とは言いませんが削減できると思います。これから先、先ほど町長もちらっと言っ



おりましたけども平取町の人口が減少し町の収入も減少していくと考えられる中、私は老朽化した庁舎とふれあいセンターの統合を考えていくべきと思っております。色々な面において町をコンパクトにまとめていくべきと考えますが、町はこの点についてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは答弁をいたします。議員がおっしゃるとおり人口減については進んでいくということですが、総務省がまとめた2040年の自治体戦略構想研究会というのがありまして、2040年に向けてどのような行政の姿がいいかというその中では例えばうちの町でいきますと、2040年になりますと人口が半数50%ということで2500から2800というかたちになってきますけども、その時に行政対応の自治体行政はどうかというと当然人口も減になっていくと職員も減少していくということになってきてまして、これまで行革でうちの職員の減少ということでしたけども、これからは人口減による職員の減少が起きるということが一つです。また、自治体行政の庁舎の耐震化についても全国的には今、平成28年度現在で81%です。それ以降、国の方では財政的に優位な起債を借りられるような公共施設等の適正管理推進事業債というのを平成29年度から平成33年度まで期限がありますけども、こういう事業債を発行するというので事業を行ったときに起債は借りられて、それに対しての交付税措置というのも考えられています。これらをするると平成28年当時81%あったその耐震化率というのがさらに上がっているのではないかなというような気をしています。先ほど副町長から答弁もありましたとおり、総合計画の後期で財政的なこともありますけども、特に令和の4年から8年のときが一番厳しいところかもしれませんけども、例えばこういうような国で考えている制度、今期限が平成33年というふうになっていますけども、そこは市長会などがもう少し延ばしてほしいという要望もしていますので、そういうものを活用し、国の動きも見ながら、議員が言われるようなコンパクトな庁舎のことについて引き続き町づくりプロジェクトの中で具体的な協議をしていきたいと考えております。

議長

3番四戸議員。

3番  
四戸議員

3番四戸です。今までこの3点について各担当課、総務課長、それから副町長、町長からも一部答弁をいただきましたが、今日の私の質問の最後に今質疑してきた3点について特に私は先ほど自分の考えだと言いましたけども色々な面で考えていって、要するにふれあいセンターと役場を統合すべきという私の考え方もございます。そういう中で役場の当然この老朽化し地震でダメージを受けた庁舎の安全性も考えながら、町長はどのように進めていこうと考えているの

か私の質問の最後になると思いますけどもわかりやすい答弁をお願いいたします。

議長

町長。

町長

それでは私の方から答弁させていただきます。現在、庁舎内のプロジェクトチームにおきまして、役場庁舎も含めて町の公共施設の整備について向こう10カ年程度の実施が予想される施設を洗い出ししながら、全体的な整備計画を検討しているところでございます。これについては昨年の議会にもお示しをしたところでございます。これまでご質疑がございましたように当町におきましては過去に建設されました役場庁舎、教育施設、福祉施設、公営住宅、道路橋梁などの公共施設が、これから大幅に更新時期を迎えていることは事実でございます。そういった中で町の財政は厳しい状況の中でそういう工夫をしておりますけれども、一方では人口減少、少子高齢化による今後の公共施設等の利用の需要が変化していくことが見込まれるところでございます。このような状況の中で町としては、公共施設等の全体把握しながら長期的視点を持ちながら、更新、あるいは統廃合、長寿命化などを、計画的に行うことによりまして財政負担を軽減、平準化することが重要というふうに認識をしているところでございます。またその適正配置を実現し時代に即したまちづくりを行っていく必要があることから、各地区も含めた公共施設の総合的な考え方を取りまとめながら進めていくことが必要というふうに考えております。特に、役場庁舎については築53年経過という様なことで老朽化しておりますし、ご指摘のとおりでございますけれども、昨年の胆振東部地震によりまして亀裂も入り更には耐久性が低下してございますので、繰り返しますけれども後期5カ年計画の中で具体的なプロジェクトで提案をしながら、議会あるいは町民の皆さんと協議をしながら具体的に後期の中に明記をして参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

よろしいですか。四戸議員の質問は終了します。続きまして1番金谷議員を指名します。1番金谷議員。

1番  
金谷議員

1番金谷です。では私の方から質問をさせていただきます。平取町国保病院の経営改善についてでございます。新病院は令和元年7月1日に改築移転しますがハード面では医療設備、医療機器など、かなりのバージョンアップをされたと思います。職員全体のモチベーションも上がる中、この機会にソフト面でも町民から信頼されるように患者接遇サービス向上のための研修会を積極的に行っていただき、研磨して町民に還元を期待するところでございます。現在の医療制度を考えますと国保病院は重要な役割であり職員全体の意識改革が不可欠だと思われまふ。では次に3点について質問したいと思ひます。まず1点目に

ついてですが医療連携室の設置についてでございますが、医療連携室とは、現在、医療制度は平成28年度の医療改革で地域一次医療で町民はかかりつけ医の医療制度になり、2次医療はある程度重い患者を対象に治療をしていくとの医療制度になり、まず一次医療である国保病院で診療を受け、重篤且つ診断がつかない時には、直ちに情報提供書で二次医療の医療連携室に連携して受診して貰うシステムになっております。何故かといいますと二次、三次医療機関病院に患者が殺到しまして待ち時間が長くなり、診察が混雑し時間がかかることからこのかかりつけ医医療制度に制度改定になったわけでありまして。そのため直接、二次・三次医療機関病院に行った場合には、初診料については、健康保険は適用されず、個人負担になりそれぞれの病院で定められた金額5千円から1万以内の料金が自己負担となるわけでありまして。医療費につきましては健康保険が適用されますが、ただ診療はその日の外来患者の最後になりますので大変に肉体的・精神的そして医療費の負担が多くなります。このため、まずかかりつけ医にかかり診断をしていただき、二次・三次医療機関で診ていただくかなければならない人であれば、患者が希望する病院の医療連携室を通じて受入れ側の医療連携室で医師と連携していただくことにより、円滑に診ていただくことと同時に国保病院でできない検査の予約も可能であり、このことにより大変な利便性が良くなり交通費も軽減される、その時点で確定診断もされその結果の情報提供書を出した病院に必ず送られるシステムになっているわけでありまして。これが病診連携それに医師連携になりますし、これからが逆紹介の患者になりまた回復期、慢性期の受入れもスムーズに行える体制ができ、この連携により外来患者、入院患者も多くなり入院ベッドの稼働率80%を可能になり、包括支援センターの窓口にもなり入院外来も安定して赤字の軽減になることが医療連携室の大きな役割になっています。そのことから改築移転した時点には、医療連携室を設置予定があるのかないのか、なければ早急に設置していただきたいと思っております。これについて伺いたいと思っております。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

医療連携室の業務としましては、他の医療機関との連携、包括支援センター、社会福祉協議会との連携、患者様ご家族からの相談に対する業務というふうに考えております。これらの業務につきましては平成27年度に医療相談地域連携担当と役割を明確にして職員に業務を担当させております。その業務の中で、医療連携室といわれる役割を果たしていると思っておりますし、包括支援センター、社会福祉協議会との連携もうまくとれていると考えております。新たに、地域連携室を設置し専任職員を配置するのがよりよいのかもしれませんが当院の規模、経営状況も考えると現在の体制で対応していきたいというふうに考えております。

議長

1 番  
金谷議員

1 番金谷議員。  
一応、医療相談室ということで機能をしているというふうな答弁でございましたが、これについては今色々な病院のホームページ等を見ておりますが医療連携室というかたちの中でシステマ的なかたちの中で流れておりますので、その辺の今言われました人件費のかたちの中で、経費もかかるということですが連携室は大変やっぱり貴重でございますし、これについても、ぜひともやっていただきたいと、設置をしていただきたいと、明確に連携室を立ち上げたかたちで新病院になって運用していただきたいというふうに思っております。それで医療連携室を、今までの受けたのはまず連携室の看護師が多分兼務していると思うんですが、その辺について、そのかたちになるとやはり逆紹介の患者はかなり狭くなってくるんじゃないかなというふうに私は思っています。医療連携室というのは、医師と看護師と中立の立場になりまして連携室の担当であるソーシャルワーカー、社会福祉士でございますが、その方が中間になって中に入りまして、その連携室からの医療情報提供書が来た場合に、そこでその方が医師に相談し、それから医師の了解を得た時に看護の方に連絡して受入れ体制を整えていくというようなことがやはり機能的に良いという、そして受入れ体制も万全にできるんじゃないかなというふうに思いますし、先ほども言いましたけどもやはりその逆紹介の患者を受入れていかないと、ベッド稼働率の問題がうまくいかないんじゃないかというふうに私は思っていますのでそれについてはもう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

逆紹介の患者さんの受入れというようなことかと思えますけれども、これらについても現在も可能な限り逆紹介の患者は受入れているというふうに考えております。

議長

1 番金谷議員。

1 番  
金谷議員

まず、この新しい病院が今42床というかたちの中でいくわけでございますので、そういうようなかたちの中でいけば大体約30名ぐらい、30人の入院患者が最低必要かなというふうに私は思っていますので、その辺については、回復期、それから終末期、というかたちの中で、幅広く逆紹介の患者を受け入れていただければ、病院の経営にもプラスになるのでないかなというふうに思いますので、それについてはもう一度しつこいようですけども、今ある医療相談室というものを医療連携室という名前に変えることはできないか、それについて伺いたいと思います。

議長

町長。

町長

それでは私の方からご答弁させていただきたいと思いますが、逆紹介の関係については当時、金谷議員が事務長時代にそれぞれ苦小牧の市立病院、或いは苦小牧市長にもお願いをしながらそういった連携についてのお願いをした経過がございますが、今後ともそういうかたちの対応を強化して参りたいと思いますけれども、平成18年4月の介護保険制度の改正によりまして高齢者の皆さんを総合的に支える地域包括支援センターをスタートさせまして、また病院においても医療相談地域連携担当を置きながら、更には平成29年度の4月1日から在宅医療介護連携つながり相談室を立ち上げながら、これまで以上に、その機能を強化充実しているところでございます。しかしながら2025年の段階の世代が後期高齢化を迎えるそういったピーク時に達することも、そういう状況からそういった状況を十分に検証しながら時代のニーズに対応して、取り組みをしていかなければならないというふうに思いますので、そういう状況が、発生いたしましたら、今の地域医療相談地域連携担当について、更に見直し改善をして参りたいというふうに考えてございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

1 番金谷議員。

1 番  
金谷議員

今、町長からの答弁がいただきましたので、ぜひとも前向きな形の中でできるだけ早期に医療連携室を立ち上げていただければというふうに思っております。では次に質問2番目にいきたいと思います。受付時間の短縮の理由についてでございますが、診療時間は、条例では8時30分から4時となっておりますが、受付時間については規則で定められていると思いますが、国保病院の改築をするということは積極的に地域医療、救急認定告示などを受け町民が安心して暮らせるための医療行政の取り組みだと私は確信していますが、この近年、外来患者数が平成29年では1日当たり110人、年々減少傾向にあり1人の患者当りの診療単価が4411円ありますが、近隣町村病院の単価に比べて非常に低い状況になっておりますが、このことを院内で今後早急に分析して改善策とそれぞれ院長、医師、事務長が先頭に立ち、スタッフの方々の知恵と改善策を出すことが重要なことだと私は思っております。その厳しい運営の状況の中、4月1日から受付時間を15分短縮したことに大変疑問に思いますし、まして平取町は一次産業、特にハウス農家の方々は朝早くから夜遅くまで作業をして、15分の時間は大変貴重な時間ではないかと思ひます。近隣町村の病院を調べてみますと、大体受付時間は11時30分迄で遅いところでは12時までとなっております。また、夜間診療を行っている例もあり、やはり町民のための病院であれば間口を広げるべきだと私は考えます。改築の機会に15分の時間を短縮するのは何故か私自身は納得できません。今回、多額の資金を投入し病院を建てかえたにもかかわらず始まる前からこのような考えであれば、ますます国保病院の運営は悪化していく可能性が高いのではないのでしょうか。職員が一

丸となって意識改革をしていかなければなりません。このままの経営状態であれば町民に対して大変申しわけないこととなります。また、最悪職場を失うことにもなりかねません。国保病院が存続するためには町民が国保病院を利用していただき町民が病院を守っていただかねばなりません。そのためには職員が意識改革をして病院の基本理念、基本方針を自覚して患者に対する思いやりのある対応を望むものであります。そういうことからなぜ受付時間の短縮をしたのかそれについてお伺いしたいと思っております。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

午前の受付時間の終了時間を11時30分から11時15分に短縮させていただきましたが、午前の診療が長引きまして午後の1時の診療開始に影響出たことがありましたことから午後の診療開始に影響が出ないようにすることと、職員の勤務時間に対する休憩時間の適切な確保も考慮をいたしまして受付時間を11時15分とさせていただいたところであります。

議長

1番金谷議員。

1番  
金谷議員

事務長からの答弁がありましたけども、今先ほども言いましたけども1日の外来は110人、外科内科それぞれやっておりますけどもその中で時間を押すというような、昼からの時間を押すというような、私もいろんな経験上あまりないんじゃないかなというふうに私は思っています。それについてはやはり町民のための病院でありますので職員のための病院ではありません。その時間を休息をさせるために時間を短縮したということについては大変町民に失礼だと私は思っています。今まで私も50年来医療に携わってきていますけども、今までそれこそ、1時、2時、これは通常、診療仕事をしていました。その時にはいろんなかたち中で早上がりだとか、そういうふうなかたちの中で職員を確保しながら、そういうふうなかたちの中でやはり患者さんに来ていただかないと町立病院は運営していきません。それはやはり運営が赤字になった場合にはみんな税金が賄っていくわけですから、そういうふうなことであれば、大変私自身は情けないなというふうに思っています。まして今の診療の医師の診療のコマと言いますか、大体1週間に外来は4回これが現在です。その中で医師の過重的な労働というのは、全国的に今騒がれておりますけども、私が見た範囲ではそういうふうな状況ではないというふうに私は思っていますし、その辺については柔軟なかたちの中でやはり患者さんを受け入れる体制づくりをきちっとしたかたちを構築しないとこれからの新しい病院の運営は難しくなりますし、いろんなかたち中で経費は今までよりも多くなっていくというふうに私思っていますし、その辺も十分に、考えながらやっていただかないと困りますし、これについてももう一度事務長の方からご答弁をお願いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

受付時間の短縮とその他診療に対する職員の姿勢ということですが、これらにつきましてはまた病院に帰って院長含めまして相談し内部でも検討させてどういった形がいいのか考えさせていただきたいと思います。

議長

1 番金谷議員。

1 番  
金谷議員

1 番金谷です。今、先ほど答弁がございましたが私もちょっとお医者さんに聞いたところ、この15分の短縮については一切、医師の相談もなく決めたようなふうに私は聞いております。この様な状況であれば、やはりその職員自身も全く意識の改革はならないんじゃないかなというふうに私は思いますので、その辺についてもやはりいろんな病院を運営していく中では、やはり医師中心というふうなかたちの中で経営をしていただきまして、事務長はその両輪となって、黒字の方に向けるといういろんなかたちの中で新改革プランもつくっておりますので、その辺について持ち帰ってもう一度協議をして7月のオープン時には、また従来どおり11時半というかたちの中で受付時間を広げていただきたいというふうに思っていますし、あとは町民からのいろんな苦情はなかったのか、それについてもちょっと伺いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

受付時間の短縮のことで医師に相談が無かったということですが、これについては院長の方から、こういう形がどうだろうかということでの指示といたしますか、意見がありましたのでそれに沿ってこのような形で15分短縮ということにさせていただいております。それで持ち帰って、相談はすることになりますけれども7月1日からの時間の変更というのはちょっと今の時期では難しいのかなというふうに考えております。

議長

病院事務長、苦情のことは何も無かったのかという質問に教えてください。病院事務長。

病院事務  
長

苦情の件ですけれども短縮した当初には、多少受付時間11時半迄ではなかったのというようなことでの問い合わせもありましたけれども、現在では患者さんに理解されているものと思っております。

議長

1 番金谷議員。

1 番 金谷議員	1 5 分を短縮したというのは、院長の意見で短縮したわけですか。それとも医師団、それといろんなスタッフとで決めて短縮をしたのか、それは規則ですからそういうふうな中で決めたわけですが、そういうふうなことについては苦情があまりなかったということは、つまり町民はあきれ返っていると私はそういうふうに思います。それについては十分にそして7月からは無理だということは、これは全然難しい問題ではないというふうに私は思っていますけども、後ろに押すわけですから、それをまた11時にするとかじゃなく11時半に戻すということは難しい問題ではないというふうに私は認識していますけども、それについて事務長もう一度答弁をお願いします。
議長	病院事務長。
病院事務 長	時間の変更につきましては病院内部での協議の時間も必要ですし、また変更に伴います周知の時間等も必要と考えております。それと、この今週末週とにかけて病院の引っ越し等もありまして、職員の方についてはそちらに業務を重点的に置いているということもありまして、その部分が落ちついてから検討をさせていただきたいというふうに思っております。
議長	1 番金谷議員。
1 番 金谷議員	僕自身はそんな難しい問題ではないというふうには思っていますけどもできるだけ間口を広げて、やはり町民がいつでも来られるような体制作りをしていかないと困ると思いますので、目途としては大体どのぐらいでそれを実施できるかそれについてちょっと答弁をお願いします。
議長	病院事務長。
病院事務 長	実施時期についてはここでは明確に答えられませんけども、病院の移転が終わりましてある程度落ちついてから、病院内部で協議を進めたいというふうに考えております。
議長	1 番金谷議員。
1 番 金谷議員	1 番金谷です。ではできるだけ早いうちに15分戻していただいて間口を広げていただきたいというふうに思っております。では3番目の新改革プランの進捗状況について伺います。平成28年から令和2年までの5年間の計画で策定していますが、計画としてリハビリテーション機能強化と在宅医療など地域のニーズの対応、経費節減など新たな取り組みを進め2020年までの計上黒字化を目指していると大きく平成28年2月5日と平成29年5月30日に北海



道新聞に新国保病院の概要について大きく報道されています。リハビリテーション機能強化と在宅医療などいつから実施するのか、また経費削減と新たな取り組みについて計画しているか伺います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

改革プランの内容につきまして大きく4つの視点で取り組むことを求められております。一つ目は経営の効率化、二つ目は再編ネットワーク化、三つ目が経営形態の見直し、4つ目が地域医療構想を踏まえた役割の明確化となっております。また、改革プランでは日高区域地域医療構想の方針に沿って策定することとなっております。その日高区域地域医療構想では日高区域の患者の受療動向は回復期から慢性期の患者が多いことから、回復期のリハビリテーション機能の強化や在宅医療が必要であると策定されております。そのことに基づき、改革プランもリハビリテーションを提供する機能の充実とは掲げてはいるところですが、新病院ではリハビリの新たな施設基準を満たすリハビリ室の広さを確保し、新たなリハビリ診療の実施が可能となりましたが常勤医であった整形外科医が退職したためリハビリテーションの診療体制を一から検討し直さなければならない状況で、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。在宅医療につきましても改革プランでは介護事業との連携を強化し、可能な限り在宅医療に対応できる体制を構築することが必要としていますけれども、これについては訪問リハビリを想定してありまして整形外科医の不在によりまして改めてどの様な診療体制が可能かや、医療保険によるリハビリと介護保険によるリハビリなどを含めてどのようなことができるのかを考えていかなければならないと思っておりますので今後検討を進めていきたいというふうに考えております。あと経営の効率化につきましては29年度末で、定年退職に合わせた中で職員の人員の削減を行って経費の削減を実施したということと考えております。

議長

1番金谷議員。

1番  
金谷議員

1番金谷です。では、今までの旧病院ではリハビリの面積は100平米以下だったんですが、今度は新病院の場合には何平米のリハビリの部屋をつくったのかその辺について伺います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

今の病院では100平米をいかなかったんですけども、今回の病院では105平米ぐらいの、基準の100平米を超える、基準を満たすリハビリ室の広さとなっております。

議長

1 番金谷議員。

1 番  
金谷議員

では、そういうふうなかたちの中で28年と29年に大きく北海道新聞に報道されておりますので、これについては町民は見ておりますし、かなりの期待をしているというふうに思っております。そういう中で、今団塊の世代の方があと4年ぐらいで後期高齢というかたちになりますし、どんどんやはりそういうもの自体のやっぱりリハビリテーションを要求されることだというふうに私は思っております。そういう中でやはり、ある程度の新改革プランに大きく載せてありますので、それについてはできるだけ早いうちに実施をしていただきたいというふうに思っておりますし、通所リハビリテーションで診療報酬と介護報酬も兼ねて維持期の疾患別リハビリと通所リハビリを合わせた機能するリハビリテーションをしていただければというふうに思っておりますので、これについてはできるだけ早く実施をしていただければありがたいなというふうに思っております。あと在宅医療についてですが、今の医療制度から在宅医療は実施しなければ、今後の病院の経営にも大きく衰退していくと私は思っています。効率的で質の高い医療提供と医療と介護・福祉の連携した包括支援システムについて取り組みを進めていただきたいというふうに思っておりますので、それについても大体どの辺のかたちの中で実施できるか、答弁お願いしたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

在宅医療の関係ですけれども、これについても職員の体制、医師も含めた職員の体制ですとか、そういうものをきちっとしていかなければならないというふうに考えておりますので、今後これについても検討していきたいと思っております。それで実施時期については、まだこの場では答えられる状況ではございませんのでご了承をお願いしたいと思います。

議長

1 番金谷議員。

1 番  
金谷議員

今、答弁いただきましてできるだけ早く、今の時期では言えないということで、できるだけ実施をしていただきたいというふうに思っておりますので今後とも新しい病院になりますので、いろんなかたちの中で職員一丸となり、また色々医師と団結しながら、病院の運営に当たっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いのほど、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

金谷議員の質問を終了します。休憩いたします。再開は11時ちょうどでお願いいたします。

(休 憩 午前 1 0 時 4 7 分)

(再 開 午前 1 1 時 5 8 分)

議長

それでは再開いたします。次に、一般質問、井澤議員を指名します。井澤議員。

8 番  
井澤議員

8 番井澤です。私の方からは、二風谷コタン周辺の観光地整備の今後の計画についてということでお伺いしたいと思います。平成 2 8 年から 3 カ年かけて二風谷コタン、新しい名称で二風谷コタンとつきましたけども、市街地の整備、観光に向けての整備、その博物館等のアイヌ施設等のことが良く観光機能をするようにということで整備が終了したところでありまして、その中で今後も整備の必要がある点があると思いますけれども、まず 1 番目に二風谷コタンの景観ができ上がったところでいいますと、電柱、非常に高い電柱で機能的には北電がそのように整備してきたんですけども、新しい二風谷コタンの看板、或いは色んな案内看板等を見ますと大変整備されたのに電柱が、電柱他のものについても、整備すべきものがあるかと思っておりますけれども、景観を損なっている。折角、整備してこれから町としては観光商工課もつくって、観光そしてアイヌ文化の紹介を売り出していこうという時に今整備されたことによって却ってその電柱がみっともなく映るというような感じがいたしますが、その辺のことで国内、道内でも札幌等で観光地で電柱の地中化によって大変良い観光機能の景観が生まれているところがありますけれども、そのようなことを含めてこの二風谷コタン、匠の道という様な名称もつけてやっていますけれども、そして温泉施設まで含めて二風谷の大きく観光として売り出していく地域の景観をよくするために電柱の地中化が必要ではないかと思っておりますが、そのことに対してはどう考えていらっしゃるでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

電柱の地中化についてということでございますけれども、地中化につきましては町だけではなくて、北電、N T T 及び室蘭開発局などとの協議が必要な案件でございまして、更に自治体の費用負担も相当額必要となることから二風谷地区再整備計画の検討会議の議題としても検討された案件ではございますが、平成 3 0 年度までに整備された二風谷コタンの事業計画には特に組込まれず、ここまで再整備の一環で二風谷コタンの整備が進んできた状況となっております。今後に於いても二風谷地区の再整備については進んで参りますし、検討会議で引き続き協議をしながら、景観に配慮した整備が進んでいくという計画となつてございますので、今後の検討会議での議論を中心に検討を重ねていきたいと考えております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

井澤です。一昨日、平取町アイヌ協議会が開かれまして、学識経験者として篠原元東大教授が長年に渡って協力していただいていますし、この二風谷コタンの基本的な設計等についてやっていただいたわけですがけれども、その篠原先生に協議会の席上で、私がこの一般質問を前提だということを含めてご質問いたしましたら、色々電柱の地中化についての事例を持っておられるし、北海道に於いて電柱の地中化のことについて道内でそういう中心となっている方もいらっしゃるというようなことがあって、まちづくり課長もその場に出席しておりましたので、その辺の篠原教授がおっしゃっていた景観上のことの電柱の地中化のことについて、お名前が出ていた方のことについてその後、確認などしていらっしゃいますでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

昨日の会議の中でその話題がでまして、篠原先生がお答えになっていて、具体的に個人名も、この方が詳しいんじゃないかということでアドバイスはいただきましてその辺は控えてはございますけど、まだコンタクトをとるところには至ってない状況です。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

井澤です。道内を回った時に、ここはすっきりしているなというか、すごくいいなと思うところに行くと、札幌市内なんかでも電柱が地中化されていて後で気が付くとか、神戸にちょっと旅行をした時にもそんなことを感じるものがあって、とにかくこれが今後景観ってということがまちづくり全体の中でとても大切だと思いますし、観光地そしてアイヌ文化の発展のために整備されたということ中ではそういう専門の方などのご意見も伺って、是非進めていっていただきたいものだと思います。それから質問を2番目に替えます。観光地整備として、電気自動車用の充電設備や燃料電池専用車の水素充填設備が必要ではないかということですが、隣町日高町の富川の高速道路の出入り口に電気充電施設等があるって具体的に近隣の町村で見ることができますけども、この二風谷が観光地整備されて、二風谷だけでなくも振内地区・本町地区でもまず電気自動車用の充電設備は必要ではないかと思えますし、少し将来的には燃料電池車用の水素充填施設も必要ではないかと考えていますが、その辺の設備のことについてどのように考えておられるかご回答をお願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづく

現在、今お話があったとおり平取町内には電気自動車用の充電設備がない状況

り課長

となっていますが、全国的には電気自動車、それとプラグインハイブリッド自動車と言われる電気を燃料とする自動車市場が拡大しております。それに伴って、普及に不可欠な充電インフラの整備についても急速にその数が増えている状況だというふうに認識をしています。管内に於いても当町は今ご指摘の通り、充電インフラの空白地となっている状況があるかなというふうには考えております。ですので二風谷コタンに限らず、整備について検討が必要な時期に来ているかなというふうに考えております。例にもあったとおり、施設を整備しているのも、コンビニエンスストアの駐車場であったりとか、必ずしも自治体が事業主体でないという整備もかなりの数見られますので、その辺も含めて、様々な形態を想定して先進的な事例等に学びながら、特定財源も含めながら、今後、町の必要な整備として考えていく必要があるかなというふうに考えております。二風谷地区に関してはその辺の全体的な検討の中で、コタンにも必要かということで検討していければいいかなというふうに考えております。また、燃料電池専用の水素の充填設備、お話もちょっとありましたけどもこちらについてはまだ自動車の市場の方が確立されてない状況があります。今、言ったように電気自動車の方のインフラ整備がまだですのでこちらを先に検討して、その後、水素の方については検討進めて参りたいというふうに考えております。

議長

8番井澤議員。

8番  
井澤議員

電気自動車のことにつきましては、今観光客として中国からのお客さんが北海道内も大勢来ておられますし、海外からのお客さんが新聞報道によりますと、レンタカーを借りて旅行する割合が大変増えてきているということがありますので、そしてまた中国からお客さんも多いという中で中国については国策として自動車の電気自動車化を進めるということが報道もされていますので、中国でそれが進んでいくと中国で電気自動車に乗っている人達が北海道来て平取町に来たら電気自動車の充電設備がレンタカーで来た時に無いというなことになるのと何の観光政策かなということが問われても困ると思いますので、海外観光の方々のことも考えてその電気充電施設についてはぜひ早急に検討していただくのがよろしいのではないかと思います。それでは3番目ですけれども、このコタン整備、二風谷コタン整備がされましたけども、そのコタンの整備された公共的な施設の近隣、国道を挟む、またそこから交差点で入っていくというな事の中で、先だって火災で一軒、焼失した家が信号の側であったりしましたけども、少し観光地として、或いは匠の道等で売り出しているそういうところについて民家、元は、実際今、伝統的工芸の工房だったり販売店とされているような店舗等のことも含めて、折角整備したところで老朽化してというか整備されてない民家によって損なわれているっていうのが、他の部分がよく整備されていくとそこがデメリットというか、今何でも悪いことがあるとインターネットであそこにこんなことがあった、こんな変なものがあったというなことが

出回る時代ですので、折角整備されてこれから二風谷のコタンを売り出していく時に、その辺のことも含めて先だつてのアイヌ協議会の中でまちづくり課から民家の屋根、外壁、その辺のところの整備の検討もされるというようなことが報告はされていましたが、この点について今後の方向等についてお聞かせください。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今のご質問にお答えしたいと思います。取り敢えず令和元年度において周辺家屋の修景事業が計画されている状況となっております。当初予算も編成されている状況でして、今後につきましては民間の家を直すということなので、補助というかたちで行うようなかたちになります。特定財源の方も決まっております、一応、国交省サイドの社会資本整備総合交付金関連事業ということで、町なみ環境整備事業という中で二風谷地区の景観整備を合わせた周辺住宅等の景観整備に対する助成ということで今考えているところです。今後の状況としては事業に対するその補助の要綱整備、ルールづくり等について今内部で検討を進めているところで、二風谷のこちらのコタン整備の際に、協議をいただいていた検討会議の中でもその骨子については話し合われているところです。例えばその対象にする範囲ですとか、今おっしゃっていたように家屋の外観、直す時の例えばルールづくり、最近では外観だけでなく例えば生け垣等を使った景観修復等も各地で見られる状況となっておりますので、どの範囲を補助の範囲にしてどの地区に定めてあとは補助率等々細かいところを検討会議等でも周知しながら詰めていきたいなと思っていて、今その内部の素案がほぼほぼ出来た状況という段階となっております。

議長 8番井澤議員。

8番井澤議員 国交省の補助でそのようなことを進めるということで、要綱を整備中ということがありますが、あくまでも民間の建屋の持ち主の方とか地権者の方が了解を得られなければできない部分があると思いますので十分に地権者もその整備することに魅力を持つような整備の要綱を整えていただきたいと。国交省だけの補助金で足りなければ町持ち出しても折角売り出しているこの二風谷コタンのところに傷が無いような、そんなことに進めていただきたいと思っておりますけれども、今概略の補助率とか、その辺のことについての数字はまだ出てなかったと思っておりますが、わかる範囲で教えていただければと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり 当初予算でも組まれていることということでお話したところなんですが、修景

り課長

事業に関しては計画額が180万円となっています。先ほど申し上げた特定財源、町なみ環境整備事業の国庫補助率につきましては3分の1ですので180万円の3分の1で60万円の特定財源を見込んでいるところでございます。

議長

8番井澤議員。

8番  
井澤議員

それでは、今までの三つのことについて質問してきましたけれども、この電柱地中化だとかいうことで3番の民家等の景観のことについては国交省の補助を使うというようなことがありましたけれども、電気自動車とか燃料電池車のことについてはどのような補助の可能性、助成の可能性があるか、担当課のところで十分に考えられておりますけれども、4番目としてこれらの、特に電柱地中化は多額の経費がかかるのかなと思いますけれども、また北電の電柱であれば、北電の事業計画の中でどのようにやっていただくかということと言えますけれども、財源としてアイヌ新法が5月に施行されましたけれどもそのもとでアイヌ新法に伴う新交付金ということで国が直接自治体から受ける整備助成交付金ですけれども、そのことについてこういう電柱地中化となるとハードな整備ということになると思いますが、新しい交付金の中でまだ細かいことまでは決まっていないかもしれませんし、どのようなことかということがはっきり言えない面があるかと思っておりますけれども、アイヌ新法に伴う新交付金の中で、こういう観光の中も交付金の対象となるということで、要綱の説明があつて先だってシリムカアイヌ大学で企画官の方が来られて講演していただきましたけど、そういう中でも産業観光ということはやっぱり重要に考えて支援していただくというようなことがありましたけれども、そういう意味で電柱の地中化はかなり大きなお金がかかるものについて、この新交付金の利用の可能性についてはどのような見通しをもっておられるでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。先週の特別委員会でも若干お知らせいたしました、各種会議でもお知らせしておりますけれども、今回のアイヌ施策推進法に伴う新型交付金制度については今、今月12日に全道的な自治体レベルでの説明会が終了したということでございます。もう既に事前に、平取町としても集められる情報を集めながら、基本指針としては地域計画をまず立てて、それに伴う事業計画を立てていくと、そういった中で国に採択をしていただくというようなことになろうかと思っております。最終的な国の指針がもう少し時間がかかるというところでございまして、具体的な事業メニューがまだ出てない状況ですけれども、平取町としてはこんな事業は色んな今の概要説明の中で対象になるんじゃないかというようなこと、各課横断的に事業の洗い出し等を行って今組み立てていくというような状況でございまして、この電線の地中化にしても観光

という視点もありますけれども、イオル再生事業としてのコタン整備という中でその修景を守るというような視点で、何とかこの新型交付金の対象になるようなことを理解していただけるような持っていき方を是非当町としても色々工夫しながら、計画づくりを進めたいというふうに思っていますので、対象になるとは言えませんが認めていただくような努力をして参りたいというふうに考えております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

18日のアイヌ協議会の席の中で、委員委嘱の中で、政府のこのアイヌ政策のところの中心的位置におりました常本北大教授から、この新交付金のことについて平取町に期待している、だから今副町長がおっしゃいましたように、今平取町がやっているそのアイヌ施策、自前でやっているものもあるし、色んな助成補助を設けてやっているものもありますけれどもそういうことについて、よく把握しておられる常本先生から是非その平取町が全国の自治体に率先して、どういう事業が平取町から出してもらえるかっていう、そういう意味では政府の方でもこれまでも色んな中央陳情・要請などの中で、平取町から出されるアイデアを大変評価していただいている面があると思いますけれども、今後とも今、副町長がお答えになりましたけれども各課横断的なところを副町長がまとめて町長が決断するという意味で、そういう意味では全国の自治体に道内だけでなく全国の自治体に先駆けて、今まで平取町が行政にアイヌ課を持ち、議会にアイヌ特別委員会を持ち、そしてアイヌ施策に対する最高決定機関としてのアイヌ協議会を持って進めてきた中で色んなことがまた充実し、また実現してきていると思いますので、その辺の取りまとめについて副町長、町長として十分に把握して進めていただきたいと思いますけれども、その辺についてもう一度お考えを聞かせていただければと思います。

議長

副町長。

副町長

今教えて貰った通り更にその可能性について庁舎内で検討しまして、これは庁舎内で立てればいいというものではないという認識でございますので、今まで色んなご意見いただいたアイヌ協会の方々はじめ、まずそれから当然議会にも中々時間がタイトなんですけれども色々また相談して最終的に決めて参りたいというふうに思っております、そのために更に国の情報とかも敏感に情報収集をして進めさせていただきたいと思っております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

さっきの協議会に先立つアイヌ特別委員会でも、また協議会の中でも、10年を過ぎている平取町のアイヌ行政施策の基本計画の見直し策定を今年度中に行うということがあって、そして今その新法に伴う新交付金に関する自治体施設



の事業計画、平取としての事業計画、今後5カ年間、今年度含めて5カ年だと思いますがその計画を立てた上で先ほど私が今質問しましたけど、二風谷コタンの電柱の地中化などというのは、具体的なものを国に要請していくっていうことになりますのでアイヌ基本計画の作成を進めながら、またその5カ年間の市町村の平取町としての事業計画を進めるという意味で、大変何ですか時間に副町長申しましたようにタイトのような状況の中ですけれども、是非よくまとめて進めていきたいと思いますが、色んなことで平取アイヌ協会を中心として、行政としては意見を取りまとめることが多いと思いますが、これでこの新しい交付金等については、全国の自治体がアイヌの住んでいる方々、市町村民の方々のその意見を聞いて事業計画を立てて政府に直接申請して交付をいただくということがありますので、そういう意味では競争相手が全国に競争と言っておかしいかもしれませんが、良い事業を計画したところが政府が認めるということがありますので、そのようなところの中で平取町アイヌ協会だけでなく町内のアイヌの方々の意見も汲み上げていけるようなことも含めて必要じゃないかと思いますがその辺についてはいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

おっしゃる通りだと思っております。今までもう10年前になるんでしょうか、アイヌ文化振興法等が成立したときに、イオル事業として、既に、当町もそれをきっかけに、かなり文化振興といいますか、町の取り組みとしての事業も進んだというような印象もございまして、その蓄積を更にこの新たな新法ができたことをステップとして現に財源としての担保も法的にできたというようなこととございますので、十分その辺は先ほど申しましたけれども関係の方々と十分協議の上、本当に有効に活用できるようなかたちで進めさせていただければというふうに思っております。

議長

8番井澤議員。

8番  
井澤議員

4年ほど前から私は、大学等にあるアイヌ遺骨のそれぞれの発掘地域への返還の活動のことについて活動して参りましたが、そういうことで各地の埋葬式等に出席するような事も多かったんですが、そうするとその平取町が行政も議会もそのアイヌの施策について、非常にその熱心にやられていて実績も上げているってことがとても羨ましいと、うちの町ではとてもそうはいってないんだと、冷たいんだというようなことも聞く機会があったものですからよその町のこと私わかりませんでしたけども、やっぱり副町長がおっしゃいましたけど、1997年のアイヌ文化振興法以来、イオル事業を含めて色んなことを平取町とは取り組んできたおかげで、今色んなことがあってまた伝統的工芸品の二つのことについて経産省からの認定を受けるような大変良いこともあったわけで

すけども、そういう意味で他の町村のアイヌ民族の方々について平取に大変期待をしているという声を聞く機会がありましたので、是非そういう期待されている平取町行政議会の状況であるということも受け取った上で、ぜひ行政を進めていただきたいと思います。それでは2番目の質問になります。平取町斎場待合室の狭隘対策と椅子席への改修が必要ということについてお伺いいたします。1番として年間としては数は少ないですけれども、斎場に焼き窯が二つありますので斎場同時に使用することがあって、ご遺族の方々等で待合室が二つに分かれて同室の中ですが、二つに分かれていて間でふすまで仕切るようなことで二つのご家族の方が焼骨を待つというようなことの待合室がありますけれども、そういう同時に葬儀に斎場が使う様になった時に待合室が狭隘となっているという状況でありますけれども、そのことについては何か対策を考えておられるのでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

お答えいたします。以前より、火葬が重複した場合に控室が狭いとの意見がありまして議会等でも度々取り上げられていることから、過去にロビーにある椅子の整備、和室に高座椅子、脚付きのものの購入、和室のテーブルを新調しております。これ以上の机椅子等の備品の配備については緊急避難時に避難の妨げとなりますので、追加配備は難しいと考えております。斎場の利用時間が1時間から2時間程度であり、火葬日の重複件数は年間5回程度ですので重複する場合は時間帯を変えて火葬を実施しています。重複する時間も30分程度となっておりますので利用者同士で譲り合いながら使用していただきたいと思います。

議長

8番井澤議員。

8番  
井澤議員

そういう意味で融通という様なことありましたけども、年間5回程度で時間も本当に重なるのは30分間程度になるようなということで運営しているということでありましたけども、狭隘であることはそういう場合に狭隘であることは間違いないので私としては何かその部分のスペースを増築するようなことのお考えは検討していなかったのかということについてお伺いしたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

荷負の斎場施設なんですけれども、昭和52年11月に完成して41年が経過しております。老朽化が進んでいる状態です。平成29年の3月の定例会において同様の質問がありまして26年から27年にかけて屋根の葺き替えですとか外壁の修繕を行い、30年には震災による機械室等の外壁改修を行っている

ため、室内を広くするような大規模な改修や改築工事については多額の費用がかかることから、毎年総合計画のローリングの際に要望を提出しておりますけれども総合計画への搭載には至っておりません。引き続き、総合計画へ要望を計上しますけれども、改修や改築工事が実施されるまでの間は施設の軽微な修繕の実施ですとか、備品の更新購入等を実施していきたいと考えております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

総合計画のローリングの中で毎年要望をあげているけど実現しないということがありますけれども、私が質問に立ちましたのも町民の複数の方からそのようなお声をいただいて、町民課長にお断りして斎場施設を見学視察いたしました状況の上で質問をさせていただいたわけですが、是非この質問を契機に町民課としてもう一度実態把握というか、或いはその待合室スペースに現在の建物からあまりお金を掛けずに広げるようなその可能性がないかを検討していただきたいと思います。それから2番目として、待合室自体は両家が座れるようになっていますけれども畳敷きで、課長から今報告がありましたけれども足の不自由な方用の座り椅子も用意されていますけれども、靴を脱がずに利用できる椅子席への改修が必要でないかというのが視察した結果として思ったところです。時間としては1時間から2時間の間の待っている時間ということでもありますけれども、ホール・廊下から待合室への段差も大変低くて2段になっていますけれども段差20センチあるかないかくらいの、大変そういう意味では段差が低いところでもありますけれども、1時間ちょっとであればできれば靴を脱がずに椅子に座って待てるようなそういうことの方が、特に高齢者の方については望ましいのではないかと思いますけれども、現在の畳の待合室のところが大変段差が少ないということですから、また改修もしやすいのではないかなということを含めて靴を脱がずに利用できるような改修というのはあまり大きな費用を掛けなくてもできるのでないかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

そういう意味では十分とは言えないかもしれないですけども、テーブルが5、椅子が15脚、長椅子が5脚、合計で30人程度が座れる椅子が用意されておりますので、1件で1～2時間程度の利用であれば和室と併用することにより、待合室としてはスペースが十分とは言えないかもしれないですけど確保されているとは考えております。2件重複した使用の際には、先ほどご説明したとおり、譲り合いながら利用していただきたいと思います。それで和室の改修の件なんですけども和室を改修した場合、今まで和室でどうにか2件が、どうにか待合室を使用できているものが椅子席に改修することによって、2家族が入

りきらないような場合も想定されますのでこれは今のところできないかなというふうに考えております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

その辺のところを見てきたんですけれども、両家が利用するという事で廊下から見ますと左右のところに床の間っていうのが置かれていて、多分そこには私の見た感じでもご遺骨を納めている遺骨箱等を置いておくようなためなのかなと思いますけども、その床の間スペースを座敷を改築する中で両側に拡幅することも可能じゃないかと、そうすると今椅子テーブルにしても今の人数は確保できるのでないかというふうに見てきたのですが、そして納骨箱、骨箱等を納めるのは別な場所、焼場等のその中に柵を設けるということも十分にそういうスペースはあるのかなと思って見てきましたが、床の間等の改修を含めてその椅子テーブル席で靴を脱がないで上られるような、待つて居られるような改修は可能ではないかというふうに見てきたのですがいかがでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

先ほど説明したとおり2家族であれば、収容人員が少なかったり多かったりする場合がありますので多かった場合2家族の収容が先ほど言ったように難しい場合も想定されますので今のところはできないかなと考えております。

議長

8 番井澤議員。

8 番  
井澤議員

私が質問したのは、床の間部分のところを改修して、そこも椅子テーブルが使えるようにすると拡幅してできるのではないかなというふうに思うのですがそこについてはどうですか。

議長

町長。

町長

それでは私の方から申し上げたいと思いますが、特に斎場については町としても充分気をつけながら取り組んでいるところがございますが、担当課長から答弁があったようにロビーの椅子或いは高齢者用の座り椅子など取替えをしているところがございます。ただ利用者の声等を聞きながら、都度迅速に対応しているところがございます。ただ担当課長から申し上げたように火葬が重複するケースについては年に数件あるという様なことで、それらについては時間をずらすなどして工夫しているところがございます。また現在、和室が2部屋あるということから2家族収容することができるとは思いますが、靴を脱がずに椅子席にすると収容人数が少なくなり、これまで重複した部分が対応できなくなろうか

というふうに考えます。色々ありますけれども財政的にも厳しい状況にございますけれども、総合計画のローリングの中で現地も確認しながら再度検討して参りたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

井澤議員の質問は終了します。続きまして11番松澤議員を指名します。11番松澤議員。

11番  
松澤議員

11番松澤です。先に通告してあります平取町内の公園児童遊園地の見直しについて伺います。先日町民の方々から平取には公園があまりない、子供を遊ばせるのにわざわざ二風谷まで行っているというお話を聞きまして、町内の公園に関してちょっと調べてみました。平取町民公園条例のもと、義経公園、振内町民公園、貫気別町民公園、二風谷ファミリーランドなど、9カ所の公園が設置されております。その他に保健福祉課で押さえている児童遊園地が7カ所設置されていることになっておりますが、条例規則等はなく現在存在していない所が1カ所あります。この遊園地は平取町住宅整備基準に関する条例の第13条にある児童遊園の項目に基づいて整備しており、あくまでも町営住宅整備に関連したもので、規則等を規したものではありません。これは町営住宅を建てた際、子供の遊び場、町民の憩いの場として設置し、その当時は子供も多く利用していたのが時代の流れとともに活用されなくなったものと思います。現状に合わせた条例規則の設備が必要と考えますが町の考えを伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

松澤議員の質問にお答えいたします。前段、児童遊園の設置及び管理の経緯についてご説明申し上げます。この児童遊園につきましては公営住宅法第5条第2項の規定により、公営住宅の整備をするときは国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従いこれに合わせて共同施設を整備するように努めなければならないと規定され、同法施行規則第2条にその具体的な共同施設を定めており国が定める公営住宅等整備基準の規定に基づき、当初、全町で7カ所の団地に児童遊園地を整備したものでありますが地域からの要望等により現在は6カ所となっております。当初この児童遊園地の管理につきましては自治会や町内会などと児童遊園地管理委託契約を締結し、各自治会などに管理を委託していたものでありますが、現在は児童遊園地の草刈りなどの管理のみを各自治会などへ依頼し、自治会交付金にてその費用を負担しており、また遊具などについては町が直接管理しているところでございます。今回、議員からご質問のありました児童遊園地にかかる条例等の整備につきましては、今後、関係課と十分協議し、地方自治法第244条の2の規定に基づき児童遊園地の設置及び管理に関する条例等を整備していきたいと考えております。

議長

11番松澤議員。

11番  
松澤議員

わかりました。よろしくお願いします。先ほどの公園があまりないというのは、自分の住んでいるところに身近にないということだとは思いますが、今ある6カ所では、当時は子供の遊び場、町民の憩いの場として設置したものでしょうけれども使用することがなくなり、その後は時代の流れによるのでしょうかけれどもゲートボール場の確保はなされていったのだと思います。その時、その時、必要とされることに町政も合わせてということは理解しております。保健福祉課で押さえている平成19年度時点で7カ所、現状では6カ所ですが、本町で3カ所、二風谷で1カ所、貫気別1カ所、振内2カ所、児童遊園地が設置されているところには、お子さんも現在ではあまりいない状況で、逆に小さいお子さんがいる地域には1カ所もないというところもあります。荷葉地区にはアパートが何軒も立ちまして子供会のメンバーも増えているということですが、特に小さなお子さんが増えているという現状だということを知っております。私の記憶では20年以上も前には、荷葉の研修センターにも鉄棒などの遊具がありましたが、現在は何もなくなっております。ゲートボール場との絡みで撤去したという昔の方の話ありましたが、その当時撤去はしましたが別場所にはならなかったようです。保育所とか児童館に行っていないお子さんもいまして、行っていたとしても帰って来てからとか、お天気のいい夕方、また土日など、散歩したり、例えばウォーキングしている方の休憩場所としても、住民の余暇のためにも気楽に集まれる場所が必要だと思っております。今の児童遊園地を住民が本当に必要としている場所にするなど実情に合わせた設置の検討をすべきと考えますが町の考えを伺います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

平取町における高齢化率は年々増加している状況でありまして、平成31年3月末現在の高齢化率は35.1%となっております。3人に1人以上が65歳以上の高齢者となっているのが現状であります。このような状況の中、児童遊園地としての役割や住民ニーズも時代とともに変化している状況でありますので、今後子供だけでなく高齢者の健康づくりや余暇の場を提供するなど、公園としての役割も十分考慮し、地域の実情に合った整備を検討していきたいと考えております。

議長

松澤議員の質問を終了いたします。これで休憩いたします。再開は1時からといたします。よろしくお願いいたします。以上です。

(休憩 午前11時46分)

(再開 午前13時00分)

議長

それでは、全員揃いましたので午後からまた再開いたします。

それでは日程第6、議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号固定資産評価審査委員の選任についてご説明を申し上げます。平取町固定資産評価審査委員に次の者を選任したいので同意を求めるものでございます。同意を求める方は、住所、沙流郡平取町振内町61番地2、氏名、蘆原宏昭氏であります。生年月日は昭和38年3月22日56歳でございます。この選任同意につきましては、前固定資産評価審査委員の瀧治氏の不慮の事故によりまして、蘆原氏の残任期間を委員としてご尽力をいただいていたところでございますが、期間満了により、引き続き選任同意を求めるものでございます。2ページをお開き願いたいと思います。経歴概要につきましては以下のとおりでございますけれども、平成30年の12月13日から固定資産評価審査委員としてご尽力をいただき引き続きの継続を求めるものでございます。経歴概要の説明については省略いたします。人格識見も高く適任者でございますので選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第1号固定資産評価審査委員の選任については同意することに決定しました。

日程第7、議案第2号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

議案第2号平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。改正理由は、新病院の開院により診療科の標榜の追加と病床数の変更によります。改正内容を説明いたしますので4ページをご覧ください。この条例中第2条第3項の診療科ですが、第6号に眼科を追加いたします。第2条第4項中の病床数を、新病院になり、48床から42床といたします。施行年月日は、令和元年7月1日といたします。以上、平取町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせ

ていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第7、議案第2号平取町国民健康保健病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

議案第3号平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。改正理由は、新病院に設置した特別室料を改正するものでございます。改正内容を説明いたしますので7ページをご覧ください。別表のみの改正となります。現行規定では上段の表に記載のとおり、特別室料A B Cの3つの料金体系となっておりますが、下の表の新病院ではAの料金としてトイレ・シャワー付きの個室が1日3000円、Bの料金として2床室及び1床室のトイレのみの付いている部屋を1日1000円とさせていただきます。2床室を専用する場合は2000円とさせていただきます。施行年月日は令和元年7月1日といたします。以上、平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第8、議案第3号平取町国民健康保険病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号令和元年度平取町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。



議案第4号令和元年度平取町一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明をいたしますので9ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算第2号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ3337万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ61億1357万8千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正による款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしています。また第2条で地方債の変更は、第2表地方債補正によることとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出から説明いたしますので18ページをお開きください。2款1項9目企画費19節負担金、補助及び交付金260万円の増額です。これは、平取町民間賃貸共同住宅整備費助成金において当初予算では2LDK6戸分1200万の予算処置をしておりましたが、この度、募集をかけた結果、1LDKが2戸、2LDKが6戸合わせて8戸の申請があったことから予算を補正するものです。今年度、実施することにより本制度では4棟の28戸の整備となります。充当する財源につきましては、当初予算と同様に沙流川ダム地域振興基金を充当するものでございます。続きまして下段、2款5項1目諸統計費1節報酬15万6千円の増額、2節役務費通信運搬費8万2千円の増額、合計23万8千円の予算補正ですが、これは経済センサス基礎調査、工業統計基礎調査、及び農林業センサスの統計調査にかかる市町村交付金を、当初予算では前回並みで計上しておりましたが、北海道からの交付決定に伴い、不足分について予算を補正するとともに、2020年の国勢調査にかかる調査区決定のための調査費の交付内容が明らかになったことから、統計調査全体予算を調整し、必要な予算を補正しています。1節の報酬につきましては、経済センサス基礎調査分の2名分の調査員報酬となっており、通信運搬につきましては各調査の対象経費でもあり、必要経費等の予算を補正しています。充当する財源につきましては各調査で増加する道委託金となっており、当初、充当しています一般財源を減額するものとなっています。続きまして、次に19ページの上段、3款1項4目福祉施設費19節負担金補助及び交付金592万1千円の増額です。内訳は平取かつら園特殊浴槽整備事業補助金ですが、これは単独事業で実施され、当初は事業費1147万円の2分の1、573万5千円を補助金としていましたが、事業費が1413万5千円、266万5千円の増額となったことから、増額分の2分の1、133万3千円を、今回予算を補正するものです。また、大規模改修事業につきまして当初予算では同補助金の採択決定後に予算措置をすることとしておりまして、この度、内示額の通知があったことから事業費から同補助金を除いた3分の1、458万8千円の補助金を予算補正するものです。充当する財源につきましては、地方債580万、過疎債を予定します。町債充当残分を一般財源に求めるものとしています。続きまして下段、6款1項2目商工振興費13節委託料54万円につきましては、プ

レミアムつき商品券システム改修委託料につきまして54万円を追加で予算を補正するものですが、この事業につきましては、消費税引き上げによる低所得者及び子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起下支えするために、国によるプレミアム付の商品券事業が、10月から実施されることになっていますが、その事業の実施に向けて対象者リストの作成等にかかる、システム導入にかかる委託料について予算を補正するものです。充当する財源につきましては、補助金交付割合10分の10の国庫補助金を充当いたします。次に20ページをお開きください。上段の7款4項3目住宅建設費11節需用費消耗品2万1千円、17節公有財産購入費2063万8千円、合計2065万9千円の追加です。これは公共施設整備に関する方向性として、市街地への集約化、コンパクト化に向けて整備を進めるため、現みどりが丘町営住宅の移転場所として土地を購入するものです。用地取得面積は3466.24平方メートルとなっており用地の購入費、及び用地処理に必要な消耗品について予算を補正するものです。充当財源につきましては、用地購入費につきましては、土地開発基金を充当し、消耗品につきましては一般財源としております。続きまして、下段、8款1項2目災害対策費12節役務費通信運搬費6万4千円の増額、13節委託料情報通信設備整備業務委託料46万5千円の追加、18節備品購入費災害用備品94万円の増加で、合計で146万9千円の予算の補正でございます。内容につきましては、今年度、北海道市町村振興協会が40周年を迎え、その記念として、各市町村に減災防災に特化した交付金が人口割で交付されることになりました。その財源を活用し、行政無線に代わる災害時の情報伝達の拡充を目的に、今年度、当初予算に計上いたしました衛星携帯電話のほかに予算を補正し実施をしていくものです。内容としましては、一つ目としてはL G W A N回線について、両支所の接続を考えています。L G W A N回線につきましては、セキュリティーがしっかりしている行政回線で、国の調査等につきましてはこの回線を利用しておりますが、今年度、当初予算で計上しています避難行動要支援システムが構築されることから、これらを両支所でも利用することにより安否確認や避難誘導に役立てることは可能となります。二つ目としては、A S Pサービスの導入です。これは情報伝達方法の一つとなりますが、個人が登録をすれば、全国瞬時警報システムのJ - A L E R Tと連動して、気象情報を自動的に個人の携帯やパソコンに送ることが可能となり、災害時及び災害が起こり得るときに、要支援者の近隣の支援者にも、確かな情報が素早く送ることが可能となります。この他、災害に限らず、住民に伝えたい情報も送ることが可能となります。予算の内容としましては、12節役務費の通信運搬費ですが、衛星携帯の電話通信料と登録制メールの通信料の費用ですが、当初予算では不足となる部分について、6万4千円を増額するものです。13節委託料につきましては、登録制メールの初期費用とL G W A N回線を両支所に接続をする費用について46万5千円を追加するものです。18節備品購入費につきましては、L G W A N端末の購入費と当初予算で予定し

ていた衛星携帯につきまして、予定していた基地が廃盤となったことから新たな機種を選定したことによる追加の費用となっています。充当財源につきましては、北海道市町村振興協会からの交付金が154万円と見込めることから、当初充当していた一般財源7万1千円を減額するものです。次に21ページ上段、9款2項1目学校管理費4節共済費、社会保険料25万8千円の追加です。7節賃金、学校特別支援教育支援員賃金156万6千円の増額、合計で182万4千円の予算の補正です。これにつきましては、当初、支援員を措置せず経過観察としていた児童について学校及び保護者と協議をし、専門的な見解も踏まえた結果、支援員の配置が必要であるとの3月に判断され、支援員を配置することにより、共済費、賃金について1名分の予算措置が必要となったことから予算を補正するものです。充当財源につきましては一般財源となっております。続きまして下段、9款3項1目学校管理費4節共済費、雇用保険料1万2千円の減額、7節賃金、学校特別支援教育支援員賃金136万6千円減額、合計137万8千円の予算を減額するものです。内容としては、当初、中学校で学校特別支援員措置を予定していた生徒が特別支援学級となり、中学校での支援員が1名減となったことによる減額です。充当財源については、一般財源137万8千円の減額となります。続きまして、22ページをお開きください。10款2項、新たに2目農業施設災害復旧費を追加して、11節需用費修繕料150万円の追加補正です。これは5月20日から21日にかけて寒冷前線の接近に伴い、日本全土各地において風雨により、道路の冠水や河川、用水路の増水など、大きな被害をもたらしましたが、平取町においても、21日の8時から21時までの間に降雨量が旭の観測所において、84ミリを記録して、旭1カ所、貫気別2カ所において、沢兼用の農業用排水路に山及び沢からの土砂流入により、堆積被害が発生いたしました。今後の降雨等により更に農地への被害拡大につながらないために、国の災害復旧事業債の要件である雨量が24時間で80ミリ以上あり、土砂堆積埋測深さが排水の断面の3割以上であった場合に該当することから、今後財務局と協議を進め、町一般単独災害復旧事業債を活用しながら、被災した3カ所の復旧を早急に進めていきたいと考えています。箇所としては旭地区溝渕地先、貫気別地区山崎地先2カ所、合計3カ所となっています。いずれも、復旧工法としましては堆積土砂を除去し搬出を予定しています。充当財源としては単独復旧事業債、充当率65%90万円の起債と、その他に一般財源を充てるものです。歳出は以上です。続きまして、歳入につきまして14ページをお開きください。上段、科目は15款2項6目を追加し、商工費国庫補助金1節商工振興費補助金54万円の追加です。これは、歳出の19ページ下段で説明いたしましたプレミアムつき商品券事業システム改修に要する経費に対して、プレミアム付商品券事務費補助金として国から町に交付されるもので、交付率は10分の10となっており54万円を見込んでいます。次に下段、16款3項1目総務費道委託金4節統計調査費委託金25万8千円の増加です。これは、歳出の18ページ下段でご説明いたしました各

統計調査について北海道からの委託金が決定したことによる予算の補正と、新たに2020年の国勢調査の調査区決定にかかる委託金の追加となっており、2020年の農林業センサス費委託金が4万円、経済センサス基礎調査費委託金が14万7千円、工業統計調査費委託金の6千円の増額と、2020年国勢調査調査区区域設定の委託金6万5千円の追加となっております。次に15ページ上段、19款1項2目沙流川ダム地域振興基金繰入金1節沙流川ダム地域振興基金繰入金260万円の増額です。これは、歳出の18ページの上段で説明いたしました民間賃貸共同住宅整備費助成金に対して、当初予算と同様に当基金を繰入れるものです。次に下段、19款1項4目を追加し、平取町土地開発基金繰入金1節平取町土地開発基金繰入金の2063万8千円の追加です。これは、歳出の20ページ上段で説明いたしました町営住宅の用地の購入費に充当するものです。次に16ページをお開きください。上段の20款1項1目繰越金1節繰越金109万7千円の増額です。今回の補正に関して国庫補助金、道委託金、基金繰入金、雑入、起債の特定財源を充当し、不足となる財源を平成30年度の繰越金から求めようとするものです。次に、下段の21款5項1目雑入2節雑入154万円の追加です。これは、歳出の20ページ下段で説明いたしました北海道市町村職員振興協会が40周年を迎え、その記念として各市町村に減災防災に特化した交付金が人口割で交付され、今回の防災関係の整備に充当するものでございます。次に17ページ上段、22款1項2目民生債1節民生債580万円の増額です。これは、歳出の19ページ上段で説明をした平取かつら園の特殊浴槽整備補助金増額分の130万円、大規模改修事業補助金分の450万円に対して、その財源を過疎債に求めるものでございます。過疎債につきましても、元利償還金に対して交付税の基準財政需要額に70%算入されるものです。22款1項10目災害復旧事業債2節農林水産業施設災害復旧事業債、単独災害復旧事業90万円、これは歳出の22ページでご説明いたしました単独災害復旧事業に対して、災害復旧事業債にその財源を求めるもので、元利償還に対しては交付税措置がされるものとなっております。歳入歳出事項別明細書については以上です。次に12ページ、第2表地方債補正をお開き下さい。第2表地方債補正は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法それぞれ明示したものでございます。先ほど17ページでご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は平取かつら園の特殊浴槽整備事業で限度額を補正前の570万から700万円とし、二つ目は災害復旧費で限度額を補正前の670万から760万円にするとし、三つ目は平取かつら園の大規模改修事業で補正前のゼロから補正後は450万円にしようとするものです。次に23ページをお開きください。23ページ地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をご覧ください。前々年度平成29年度末現在高、前年度平成30年度の末の現在高見込み額、並びに当該年度令和元年度末の現在高見込みにつきましてそれぞれ記載のとおりとなっております。

以上、議案第4号平取町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。2番高山議員。

2番  
高山議員

2番高山です。歳出の19ページの上段の福祉施設費のかつら園関係の内容等について、ちょっとご説明お願いしたいなというふうに考えております。ただいまの説明の中では、特殊浴場につきましては単独事業なので事業費の2分の1、そして大規模改修については補助残の残り3分の1ということで今回町が補正をしながら対応するという事になっているんですけども、大変申しわけないんですけど、私も担当はしてはいたんですけども、そもそも論でこの補助金出しているものって、何かこう要綱に基づいたその福祉会に対する補助なのかどうかというのが1点と、それから、これらについてももちろん要望書は出ているんでしょうけれども、ほかのものと同じようなかたちで、例えば補助金の申請書なんかが出ているのかどうか、この2点ちょっと教えていただければと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

まず、要綱に基づいたものかということなんですけれども平取福祉会への助成につきましては、主にハード事業を中心にやっております。平取福祉会との協議に基づきまして補助事業の場合は補助裏の3分の1、単独事業の場合は事業費の2分の1の助成をするという一定のルールに基づいて実施しているものでありまして、また町の財政状況にもよりますが、平取福祉会の基金の状況なども十分考慮した中で町の負担割合を決定しているところでございます。ただいま議員からご指摘ありました要綱に基づくものなのかというご質問ですけれども、現在のところは文書ではなく口頭による申し合わせによって行っている状況でございます。

議長

2番高山委員。

2番  
高山議員

昔からできた時から、単独は2分の1、補助残の3分の1という内容で補助してきた実績もあるということは私も十分承知してはいますけれども、やっぱり町が補助金を出したりするときに、お互い口頭のルールだとか、暗黙の了解でというそういうお金の出し方というのは、やっぱり適当ではないかなというふうに思うんで、やはり一定程度、この内容に反対するものではないんですけども町が支出するルールとして、やはりそういった要綱的なものを文書でもって整理をするというような内容がやっぱり適当でないのかなというふうに思っ

いるが一つです。それと、その話をすると少し内容は違いますけれども、昨年ですか、社会福祉協議会に同じ福祉法人ですけれども、事務所をつくると、移転するというので500万円、10分の10を100パーセントの補助を出したことがありますよね。だからそういうものと、こういうものと何が違うんだということになるので、そういう整合性もとれなくなる、例えば福祉協議会に出した時には、要望書が出ているのか申請書が出ているのかと聞いたときには何もないというような状況でしたし、今回もきっと補助金の申請はもちろん出ていると思うんですよね。私たちが色んな自治会でのごみステーションを作る、花壇をやると言っても、すべて補助金の申請をしてそして審査をしていただいて実績報告をしてというようなそういう様な内容になっているので、このルールについても勿論そうになっているとは思いますが、やっぱりその時の内容によって補助の出し方だとかが違うというのはやっぱり適当ではないのでやっぱりきちっとその要綱をつくるなり、規則をつくるなりということの中で、その時その時のケースバイケースではやはり町のお金を支出するのは適当ではないと思うので、やはり要綱をつくるということが適当でないかなというふうに思いますのでその辺についてはどうでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

要綱の部分につきましては議員おっしゃるとおり、当然必要なものと認識しております。ただ、当該法人の、基金の状況や町の財政状況などにつきましては、毎年変動する状況でありますので助成に対する要綱をつくることは非常に厳しい状況ではございますが、一定のルールに基づいて支出していかなければならないという観点からいきますと、当然必要なものと考えておりますので、今後、当該法人とも協議を進めていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号令和元年度平取町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは議案第5号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては6月13日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、奥地林道ヌタツプ線災害復旧工事(11号箇所)、工事場所、沙流郡平取町字川向地内、工事概要、施工延長L=87メートル、土工一式、路盤工一式、舗装工一式、防護施設工一式、路面保護工一式でございます。請負金額は7260万円、請負契約者につきましては、沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏でございます。なお、工期につきましては令和2年2月10日でございます。本工事における入札、参加者につきましては、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設、有限会社楠建設の5社でございます。なお、落札率につきましては97.0%でございました。以上、ご説明申し上げますのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第11、認定第1号平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決定認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

認定第1号、平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたしますので、議案書の25ページをお開きください。平成31年3月31日で解散の日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法施行令第5条第3項の準用により消滅した普通地方公共団体の収支及び決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長において、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならないことから、この度、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定をお願いするものであります。ページ、26ページ27ページの監査委員からの意見書、28ページから36ページの平成30年度日高地区交通災害共済組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書は、記載のとおりですのでご説明は省略いたします。平成30年度日高地区交通災害共済組合歳入歳出決算書及び事項別明細書に基づいた実質収支に関する調書についてご説明いたします。37ページをご覧ください。日高地区交通災害共済組合決算書より、

1歳入総額2420万8256円から歳出総額1332万1323円を差し引いた3の歳入歳出差引額及び5実質収支額は1088万6933円です。財産の処分の方法ですけれども、平成29年第8回の議会定例会により、平成11年4月1日から平成31年3月31日までの間における組合を構成する関係町ごとの、会費総額から見舞金総額を差し引いた剰余金が全体の額に占める割合を平成31年3月31日現在の、組合の財政調整基金、歳計現金及びこれにかかる利子の総額に乗じた額を関係町に帰属させるとして可決されております。40ページ、別紙財産処分別一覧表をごらんください。各町の平成11年4月1日から平成31年3月31日までの間における掛金会費総額、見舞金支給総額、剰余額及び剰余額割合を算出したものになります。財産処分別③ですけれども、実質収支額②の1088万6933円から、新冠町、新ひだか町の前途資金分の預金利子1836円の①を差し引いた1088万5097円③となります。平取町に配分されている財産処分別ですけれども、平取町の掛金会費総額3654万7千円から、見舞金支給総額2238万円を差し引いた剰余額1416万7千円、剰余額全体に占める割合が7.7%、財産処分別③の1088万5097円に平取町の譲与額が全体に占める割合7.7%を乗じた金額83万8153円が平取町帰属の金額となります。この金額は平成31年4月1日に収入済みであります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第11、認定第1号平成30年度日高地区交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定することに決定しました。日程第12、報告第1号繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分についてご報告いたしますので、議案書の41ページをお開きください。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し、議会にこれを報告するものでございます。42ページをお開きください。平成30年度予算の一部を令和元年度に繰り越しした予算の内訳は次のとおりです。科目は5款農林水産業費1項農業費、事業名、被災農業者向け経営体育成支援事業、金額は1132万円です。これは本年3月定例議会において予算の補正と繰越の議決をいただいたも



ので、胆振東部地震及び台風21号により所有する農業用施設等が被災し、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧撤去等を行うことにより、農業経営を継続しようとする農業者を対象に、農産物の生産加工に必要な施設、機械の再建にかかる支援をするものです。次に、10款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費、振内岩知志線災害復旧費、金額7677万2千円、これは本年3月定例議会において繰越の議決をいただいたもので町道振内岩知志線にかかる災害復旧工事にかかるものです。次に10款災害復旧費2項農林水産業施設災害復旧費、奥地林道ヌタップ線災害復旧事業、金額3億4444万円です。これは本年1月臨時会において予算の補正と繰越の議決をいただいたもので昨年の胆振東部地震により大きく被災した奥地林道ヌタップ線補助災害復旧工事にかかるものでございます。次に、10款災害復旧費2項農林水産業施設災害復旧費、奥地林道二風谷線災害復旧事業、金額2千万円です。これは本年1月の臨時会において繰越の議決をいただいているもので、奥地林道二風谷線の災害復旧事業調査設計委託にかかるものでございます。次に10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費、川向生活館災害復旧事業、金額1219万4千円、これは本年3月の定例議会において繰越の議決をいただいているもので胆振東部地震で被災した川向生活館の改修工事にかかるものでございます。最後に10款災害復旧費3項その他公共施設災害復旧費、平和等災害復旧事業324万円です。これは本年1月の臨時会において予算の補正と繰越の議決をいただいたもので胆振東部地震により損傷した本町の平和等の復旧工事にかかるものでございます。合計で4億6796万6千円で、財源の内訳につきましては未収入特定財源は国道支出金が4億3389万2000円、地方債が3050万円で、町の一般財源は357万4千円となっております。これらの事業は、いずれも平成30年度において事業の完了ができなかったことから、地方自治法第213条第1項予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、翌年度に繰越して使用することができるとの規定に基づき、この予算を令和元年度に繰越したものでございます。以上、報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計分について、報告させていただきましたのでご承認くださるようよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。8番井澤議員。

8番  
井澤議員

8番井澤です。上から2番目の振内岩知志線、災害復旧事業のことについて伺いたします。繰越しておまして、当初の4月の完成予定が更に延びていたような状況だったと思いますが、開通して大変良かったと思いますけれども、そもそもが原因不明による地盤沈下という説明までは聞いていたと思いますが、現地を掘り込んでいって復旧したわけですが、地盤沈下が起こった原因等については何か推測できるものがあったのでしょうか。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

原因不明ということではないんですけども、基本的には山からの水と、川からの増水と両方の要因から来ているということで説明していると思うんですけども、施工上、当然ボーリング等も数カ所して工事を行ったわけですけども、やっぱり想定どおりといたしますか、設計どおりのことでものが進んだということは原因についても想定していた範囲内だということでございます。

議長

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第12、報告第1号繰越明許費繰越計算書一般会計の報告を終わります。

日程第13、報告第2号継続費繰越計算書(平取町国民健康保険病院特別会計)の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

報告第2号継続費繰越計算書、平取町国民健康保険病院特別会計の報告をいたします。44ページをご覧ください。平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費繰越計算書になります。本報告につきましては平成30年度から31年度までの2カ年を設定期間といたしまして、平成30年度に定めました平取町国民健康保険病院敷地造成2期工事にかかる継続費のうち、平成30年度の年割額の一部につきまして、翌年度に繰越す額が確定いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により通次繰越額並びに財源内訳等につきましてご報告をさせていただくものでございます。この継続費につきましては、地方公営企業法等におきまして、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、その額を継続年度の終わりまで通次繰越して使用することができるという規定に基づき、平取町国民健康保険病院敷地造成2期工事の平成30年度の年割額2940万円のうち、平成30年度支出額2800万円を除いた残額の140万円を当該年度内に支出できなかった経費として、翌年度に通次繰越しをして使用するものでございます。なお、通次繰越額並びに財源内訳等につきましては、継続費繰越計算書に記載のとおりとなっております。以上、平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第13、報告第2号継続費繰越計算書(平取町国民健康保険病院特別会計)の報告を終わります。

日程第14、陳情第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出を求める陳情について、

日程第15号、陳情第2号子供の貧困解消など教育予算確保拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の採択を求める陳情について、日程第16、陳情第3号地方財政の充実強化を求める意見書の採択を求める陳情について、

日程第17、陳情第4号北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める陳情について、以上4件を一括して議題とします。この4件の取り扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番  
櫻井議員

6番櫻井です。提出されました陳情4件について、6月14日に開催されました議会運営委員会で協議をしました結果、以下のとおり常任委員会に付託して審査することで意見の一致を見ております。陳情第1号、第2号、第3号この3件については総務文教常任委員会への付託、陳情第4号については産業厚生常任委員会の付託としておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第1号、第2号、第3号については総務文教常任委員会に、陳情第4号については、産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、陳情第1号2号3号については総務文教常任委員会に、陳情第4号については産業厚生常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第18、承認第1号平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。

お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第18、承認第1号については別紙のとおり関係議員を公務出張派遣することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午後13時50分)

(再開 午前13時51分)

議長

それでは再開いたします。

お諮りします。承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第2号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨、申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

本定例会に付託されました事件の審議状況を報告いたします。議案5件で同意1件、原案可決4件。認定1件で認定1件。報告2件で報告2件。陳情4件で委員会付託4件。承認2件で決定2件。

お諮りします。本定例会の会議に付託された事件はすべて終了しました。従って、会議規則第6条の規定により本会で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。令和元年第5回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

(閉 会 午後13時54分)